

## 県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区） 仕様書（案）

### 1 事業名

県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）

### 2 事業地

色麻町王城寺字八原29番1及び色麻町王城寺字八原30番

### 3 事業地に係る情報

ア 位置図（別紙1）

イ 平面図（別紙2）

ウ 土地の情報（概要、太陽光発電設備の導入想定、関係法令への対応、地域へのヒリアリング結果（事業実施に関する懸念））（別紙3）

エ 系統連系に係る事前相談結果

別途データを提供するので、環境政策課省エネ・再エネ推進班(kankyoss@pref.miyagi.lg.jp)まで申し出ること。

### 4 事業及び契約の期間

ア 事業期間は、事業実施に関する協定を締結した日から事業地を原状回復し、県に返却する日までとする。

イ 発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の期間は原則として20年間とする。

なお、事業者として選定後に実施する県との協議により、20年間を超える契約期間とする場合もある。

ウ イのほか、設置工事に係る土地賃貸借契約及び発電施設の撤去に係る土地賃貸借契約を締結することとし、その期間については、別途協議する。

### 5 事業地の貸付条件

ア 県は、事業者との間で締結する土地賃貸借契約に基づき、県有地である事業地を有償で貸し付ける。

イ 年間貸付額は以下の式で算定し、その額に十円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を十円に切り上げる。

$$\text{年間貸付額} = \text{土地登記簿面積} \times 19 \text{円/m}^2$$

ウ 事業者は、貸付を受けた県有地に発電施設を設置し、当該地で発電した電力の全量を県内需要地へ供給しなければならない。

エ 事業者は、貸付を受けた県有地を本事業以外の用途に使用しないこと。

オ 事業者は、貸付を受けた県有地を県に返却する場合には、事業者の費用負担により原状回復すること。

カ 「発電電力を県内需要地（企業名含む。）へ供給している」旨を記載した標識を施設に掲示すること。

キ 県が地域共生型再エネ事業を推進する目的で、本事業の発電事業者や需要家（需要地）を県ホームページ等で公表することに同意すること。

### 6 事業内容

#### ア 事業者による事業計画の検討

（ア）事業地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、管理者への聞き取り、現地測定

等の必要な調査を実施すること。

- (イ) (ア) の調査結果や、県が提供する「地域へのヒアリング結果（事業実施に関する懸念）」のほか、発電量シミュレーション、想定需要量等から算定した設備容量などを踏まえ、太陽光発電施設の適切な配置計画、実施スケジュールを検討すること。
- (ウ) 施設の設置、維持管理、非常時の対応、施設の撤去までの全ての事業を確実に実施できる資金計画を立案すること。
- (エ) 発電開始時から計画的に積み立てる等により、施設の撤去に伴い発生する廃棄物等の処理等に要する費用を確実に確保すること。
- (オ) 事業実施中に生じるリスクを明示し、県及び事業者の責任分担を明らかにすること。

#### イ 各種手続の実施

- (ア) アの結果に基づき、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他関係法令に係る手続、系統連系に係る協議及び補助事業の申請等を実施すること。
- (イ) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）及び太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）等に基づき、計画段階から住民説明を確実に実施すること。
- (ウ) ア、(ア) 及び (イ) を踏まえ、本事業の関係者（需要家、電気小売事業者等）との間で、電力供給契約の内容について合意を得ること。

#### ウ 事業計画書の提出

ア及びイを踏まえた事業計画書を作成し、電力供給契約に係る契約書案等、電力供給について需要家と合意したことが分かる書類を添えて、事業実施に関する協定を締結した日から起算して1年以内に県に提出すること。ただし、ア及びイの実施に期間を要するなど、やむを得ない事由がある場合は、県との協議の上、提出期限を延長することができる。

#### エ 事業地の貸付

- (ア) 県が事業計画書を確認し、発電事業が実施可能と判断した場合には、事業者と設置工事に係る土地賃貸借契約を締結する。
- (イ) 事業地は現状のまま引渡しを行う。

#### オ 施設の設置

- (ア) 工事中の安全対策の実施、県及び近隣住民との調整等を十分に行うこと。
- (イ) 施設は電気事業法等の関係法令で定める基準を満たすこと。
- (ウ) 設置する太陽光発電設備については、次の要件をすべて満たすこと。
  - ① 太陽電池モジュールが、固定価格買取制度の太陽光パネルの登録基準のうちA登録として登録されていること。
  - ② 太陽電池モジュールの化学物質が「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」（平成29年12月一般社団法人太陽光発電協会）で示す含有率基準値を超えないこと。
  - ③ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）に準拠して製造・調達された製品であること。
- (エ) 施設の設置工事は、県内事業者への発注に努めること。

#### カ 発電事業の実施

- (ア) オの施設の設置後、引き続き県と発電事業に係る土地賃貸借契約を締結し、発電事業を

実施すること。

(イ) 発電事業の期間中の施設の維持管理については、電気事業法等の関係法令で定める基準を遵守するとともに、施設破損や火災等が発生した場合は、速やかに対応すること。

(ウ) 施設への標識掲示及び維持管理計画の公表等を確実に実施すること。

(エ) 施設の維持管理に係る苦情等が発生した場合、真摯に対応すること。

#### **キ 発電事業の終了**

(ア) 事業者が発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の終了により発電事業を終了するとき  
は、県は、事業者と発電施設の撤去に係る土地賃貸借契約を締結する。

(イ) (ア) による土地賃貸借契約の期間は、県と事業者の協議により決定する。

(ウ) 事業者は、速やかに発電施設を撤去し、原状回復の上、県に事業地を返却すること。

#### **ク その他**

(ア) 事業の実施により、県又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。

(イ) 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないとき、県は、土地賃貸借契約を解除するものとする。

(ウ) 事業の実施中の紛争等及び事業に係る苦情等が発生した場合は、事業者として責任ある立場で解決すること。

(エ) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議の上、決定するものとする。